

大阪市内での土地利用に関する関係法令の担当窓口一覧表

こちらの資料については、大阪市のホームページからもご覧いただけます。

大阪市HP → <らし → 都市計画 → 相談窓口一覧 → 相談窓口一覧

参考資料

※ 下記に記載された法令名等につきましては「宅地建物取引業法施行令(最終改正:令和6年11月)」を参考に作成しており、記載内容は、ご覧いただいている時点での最新の情報を常に掲載しているものではありませんので、**参考資料**としてご利用ください。現時点での**正確・詳細な内容**につきましては、下記の各局担当部署でご確認ください。

施行令 第3条	法 令 名	同法に基づく主な土地利用規制区域、又は規制内容等	本市域で左記の 指定、規制の有無	管轄	担当局部課	連絡先
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域等	無	—	—	—
4	都市緑地法	特別緑地保全地区 【住之江区 加賀屋】	有/都市計画情報確認(注)	市	建設局 公園緑化部 調整課(ATCビルITM棟4階)	06－6615－6705
5	生産緑地法	生産緑地地区	有/都市計画情報確認(注)	市	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 農業担当(ATCビルO's棟南館4階)	06－6615－3751～2
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	特定空港（成田国際空港）周辺での航空機騒音障害防止地区等	無	—	—	—
7	景 観 法	大阪市都市景観条例等	有	市	計画調整局 計画部 都市計画課(本庁舎7階)	06－6208－7887
8	土地地区画整理法	土地地区画整理事業等	有/都市計画情報確認(注)	—	—	※別表1 のとおり
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備促進区域等	無	—	—	—
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域	無	—	—	—
11	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域	無	—	—	—
12	新住宅市街地開発法	新住宅市街地開発事業	無	—	—	—
13	新都市基盤整備法	新都市基盤整備事業	無	—	—	—
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域	無	府	政策企画部 企画室 推進課 (HP)http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkikenseibihou/	06－6944－6205
17	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区	無	—	—	—
18	都市再開発法（旧市街地改造法）	市街地再開発事業等（市街地改造事業）	有/都市計画情報確認(注)	市	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 市街地再開発グループ(本庁舎7階)	06－6208－9454
19	沿道整備法	沿道地区計画	無	—	—	—
20	集落地域整備法	集落地区計画	無	—	—	—
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災再開発促進地区・避難経路協定等	無（※）	市	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ（本庁舎7階） 計画調整局 開発調整部 開発計画課（本庁舎7階）	06－6208－9629 06－6208－7894
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上計画等	無	市	計画調整局 計画部 都市計画課（本庁舎7階）	06－6208－7887
23	港 湾 法	臨港地区	有/都市計画情報確認(注)	市	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課(ATCビルITM棟10階)	06－6615－7740
24	住宅地区改良法	港湾隣接地域 住宅地区改良事業等	有 有	市 市	大阪港湾局 計画整備部 海務課(防災保安) 都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 住宅地区改良グループ(本庁舎7階)	06－6572－2691 06－6208－9232
25	公有地拡大推進法	都市計画施設等の区域内にかかる200㎡以上の土地取引 5,000㎡以上の土地取引	有	市	計画調整局 計画部 都市計画課(本庁舎7階)	06－6208－7891
26	農 地 法	農地の転用等	有	市	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 農業担当(ATCビルO's棟南館4階)	06－6615－3751～2
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 造成宅地防災区域	有(大阪市全域) 無	市	計画調整局 開発調整部 開発誘導課（本庁舎7階）	06－6208－7897. 9285
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	要除却認定マンションの建替えにより建築されるマンションの同法第105条 第1項に基づく容積率の特例許可	有	市	要除却認定 特例許可の制限 都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ(本庁舎6階) 計画調整局 建築指導部 建築企画課(本庁舎3階)	06－6208－9637 06－6208－9284. 9300
30	都市公園法	都市公園	有/都市計画情報確認(注)	市	建設局 公園緑化部 調整課(ATCビルITM棟4階)	06－6615－6705
31	自然公園法	国立公園、自然公園等	無	府	環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 保全指導グループ	06－6210－9560
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近畿圏の保全区域	無	府	政策企画部 企画室 推進課	06－6944－6205
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素まちづくり計画	無	市	計画調整局 計画部 都市計画課（本庁舎7階）	06－6208－7871
35	水防法	浸水被害軽減地区	無	市	建設局 道路河川部 河川課（ATCビルITM棟6階）	06－6615－6833
36	下水道法	浸水被害対策区域	無	市	建設局 下水道部 調整課（ATCビルITM棟6階）	06－6615－7594
37	河 川 法	河川保全区域等	有	—	—	※別表2 のとおり
38	特定都市河川浸水被害対策法	寝屋川流域 （都島・中央・天王寺・東成・生野・旭・城東・鶴見・阿倍野・住吉・東住吉・平野）	有	市	建設局 下水道部 施設管理課(ATCビルITM棟6階) ※防災情報マップについては各区役所・HP等にて確認ください	06－6615－6260
39	海 岸 法	海岸保全区域	有	市	大阪港湾局 計画整備部 海務課(防災保安)	06－6572－2691
40	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域等	無	府	危機管理室 防災企画課 計画推進グループ（大阪府大手前新別館 3階）	06－6944－2123
41	砂 防 法	砂防設備を要する土地等	無	府	—	—
42	地すべり等防止法	地すべり防止区域	無	府	—	—
43	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	無	府	都市整備部 河川室 河川環境課 管理グループ	06－6941－0351(代) 内2930,2939 もしくは 06-6944-9304(ダイヤルイン)
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害危険区域等	無	府	—	—
45	森 林 法	保安林	無	—	—	—
47	道 路 法	道路法手続等、道路予定区域、道路区域	有	—	—	※別表3 のとおり
49	全国新幹線鉄道整備法	全国新幹線鉄道整備計画	無	—	—	—
50	土地収用法	都市計画事業地内 上記以外の事業地内	有/都市計画情報確認(注) 無	市 市	道路 建設局 道路河川部 街路課(ATCビルITM棟6階) 公園・緑地 建設局 公園緑化部 調整課(ATCビルITM棟4階) 下水道 建設局 下水道部調整課(ATCビルITM棟6階) 鉄道 建設局 道路河川部 街路課(鉄道交差)(ATCビルITM棟6階)	06－6615－6744～5 06－6615－6705 06－6615－7598 06－6615－6762～4
51	文化財保護法	埋蔵文化財等	有	市	契約管財局 用地部 用地課 取得推進グループ	06－6484－6904
52	航 空 法	制限表面、航空障害灯等	有	国	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課(本庁舎3階)	06－6208－9168
53	国土利用計画法	2,000㎡以上の土地取引等	有	市	大阪国際空港…新関西国際空港株式会社（HP「大阪国際空港高さ制限回答システム」） 八尾空港…八尾空港事務所 総務課	06－4865－9601(直通) 072－992-0031(代)
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地 土地の形質変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域	有	市	計画調整局 計画部 都市計画課(本庁舎7階)	06－6208－7891
56	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地 特定有害物質によって汚染されている区域等	有	市	環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ(あべのルシアス13階)	06－6630－3284
57	都市再生特別措置法	都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域 都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画区域内における 都市再生歩行者経路協定等	有 無	市	環境局 環境管理部 環境管理課 土壌汚染対策グループ(ATCビルO's棟南館5階)	06－6615－7926
58	地域再生法	地域再生計画	無	市	計画調整局 開発調整部 開発計画課(本庁舎7階) ※都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域についてはマップナビおおさかにて確認ください	06－6208－7898
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	大阪市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区内における移動等円滑化 経路協定及び移動等円滑化施設協定	協定なし	市	経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当（ATCビルO's棟南館4階）	06－6615－3764
60	災害対策基本法	指定避難場所・避難所の指定	有	市	計画調整局 計画部 交通政策課（本庁舎7階）	06－6208－7823
62	大規模災害からの復興に関する法律	特定大規模災害時に作成される復興計画上の復興計画区域	無	—	危機管理室 危機管理課 分室(本庁5階)	06－6208－7385
				—	—	—

（注）の区域等は、都市計画閲覧コーナー（大阪市役所庁舎7階）で都市計画情報を確認の上、該当している場合は各局担当部署にお問合せください。なお、都市計画情報については、参考資料としてホームページからもご覧いただけます。

[大阪市HP → サイトナビ<らし> → 行政オンラインサービス→【情報収集する】地図から情報を探す]マップナビおおさか → まちづくり情報マップ] (http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html)

（※）密集住宅市街地整備のための各種補助制度（担当部局課・連絡先は別表4参照）があります。制度概要は右記ホームページをご確認ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000255852.html

別表１：土地区画整理法

■土地区画整理事業等				
	管轄	担当部局課	連絡先	備考
事業完了済の地区	市	都市整備局 市街地整備部 区画整理課 清算グループ	06－6208－9437	
事業施行中の地区				
淡路駅周辺地区		淡路・三国東土地区画整理事務所	06－6399－1392	令和5年4月1日付け、事務所統合。
三国東地区		都市整備局 市街地整備部連携事業課	06－6208－8397	
新規の区画整理事業の調査・計画		都市整備局 市街地整備部連携事業課	06－6208－9403	
個人・組合施行等の区画整理事業の相談・指導				

別表２：河川法

■河川保全区域等				
河川名	管轄	担当部局課	連絡先	備考
淀川	国	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 ①毛馬出張所（JR京都線より東側） ②福島出張所（JR京都線より西側）	①06－6351－2580 ②06－6458－2102	河川保全区域：河川境界より18m以内
大和川		国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 堺出張所	072－227－7160	河川保全区域：河川境界より18m以内
安治川 堂島川 正蓮寺川 木津川 土佐堀川 六軒家川 尻無川	府	西大阪治水事務所	06－6541－7771	河川保全区域：河川境界より 9m以内
大川 西島川		西大阪治水事務所・神崎川出張所	06－6393－0221	河川保全区域：河川境界より18m以内
神崎川 中島川 左門殿川		寝屋川水系改修工営所	06－6962－7662	河川保全区域：河川境界より 9m以内
平野川 平野川分水路沿い 古川 寝屋川 第2寝屋川	市	建設局道路河川部河川課	06－6615－6833	「附近地掘さく届」の届出：河川区域から10m以内
今川 駒川 東横堀川 住吉川 鳴戸川 城北川 道頓堀川				
【準用河川】加美巽川 細江川 十三間川 空港放水路				
【普通河川】大野川 長瀬川 細江川 三軒家川	府	茨木土木事務所	072－627－1121	河川保全区域：河川境界より18m以内
安威川				

別表３：道路法

■道路法手続等				
道路名	自治体名	担当部局課	連絡先	備考
国道1、2、25（難波西口交差点～平野区）、26、43、163、165号以外の国道および府道、市道	市	建設局 総務部 管財課	06－6615－6482	
■道路予定区域				
道路名	自治体名	担当部局課	連絡先	備考
一般道路の拡幅計画	市	建設局 道路河川部 道路課	06－6615－6782	
■道路区域				
道路名	管轄	担当部局課	連絡先	備考
国道1、2、163号	国	近畿地方整備局 大阪国道事務所 北大阪維持出張所	06－6931－0241	
国道25（難波西口交差点～平野区）、26、43、165号	国	近畿地方整備局 大阪国道事務所 西大阪維持出張所	06－6553－8825	
上記国道以外の国道および府道、市道	市	建設局 総務部 測量明示課	06－6615－6651	

別表４：密集住宅市街地整備のための補助制度

補助対象エリア	自治体名	補助制度名	担当部局課・連絡先	備考
対策地区（※1）	市	民間老朽住宅建替支援事業 （隣地取得型建替建設費、解体費の補助など）	都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口 06－6882－7053	・営業時間：平日・土曜日：9時～19時 日曜・祝日：10時～17時 【休館日：火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日曜日・月曜日の場合は除く）、年末年始】 ・生野区南部地区（※4）は、生野南部事務所（06-6717-8266 生野区役所5階）が受付窓口になります。
重点対策地区（※2） 【天王寺区の一部、東成区の一部、生野区の一部、城東区の一部、阿倍野区の一部、西成区の一部】	市	民間老朽住宅建替支援事業 狭あい道路拡幅促進整備事業 防災空地活用型除却費補助制度	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 （大阪市役所7階） 06－6208－9235	・生野区南部地区（※4）は、生野南部事務所（06-6717-8266 生野区役所5階）が受付窓口になります。
防災コミュニティ道路（※3）沿道 【福島区の一部、東成区の一部、生野区の一部、阿倍野区の一部】	市	主要生活道路不燃化促進整備事業		

（※1）（※2）「対策地区」、「重点対策地区」のエリア詳細は、右記ホームページをご確認ください。 <http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000255852.html>

（※3）「防災コミュニティ道路」のエリア詳細は、[【大阪市HP → サイトナビ【くらし】 → 行政オンラインサービス → 【情報収集する】地図から情報を探す（マップナビおおさか） → 【まちづくり・基盤整備】【密集住宅市街地整備に関する情報】防災コミュニティ道路](#)をご確認ください。 <http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

（※4）生野区南部地区のエリアは、生野区生野東1～4丁目、勝山南3～4丁目、舍利寺1～3丁目、林寺2丁目（生野線以北）、林寺3丁目、林寺5丁目 です。